

## 首長の多選問題に関する調査研究会(第3回)議事要旨

- 1 日 時 平成19年2月27(火)15:30～17:50
- 2 場 所 総務省8階801会議室
- 3 出席者(敬称略)  
座長 高橋和之(明治大学法科大学院教授)  
座長代理 岩崎美紀子(筑波大学大学院人文社会科学研究科教授)  
齋藤 誠(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
(欠席:金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)  
只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)  
横道清孝(政策研究大学院大学教授) )
- 4 議 題
  - (1) 多選制限に関する憲法上の論点等について
  - (2) 意見交換
- 5 議事の概要
  - (1) 事務局から、
    - ① 第2回研究会議事要旨
    - ② 多選制限に関する憲法上の論点(平成11年報告書から)  
などについて説明が行われた。
  - (2) その後、意見交換が行われた。  
各構成員からの主な意見等は、以下のとおり。
    - 行政権はピラミッド型の権力構造であり、地方公共団体の長は直接公選で強い民主的正統性に裏打ちされている大統領型であることから、権力が集中する構造となっており、その権力を制限するという立憲主義の考え方は採りうるのではないか。
    - 住民が代表者を選ぶという面もあるが、多選の制限により候補者間の競争性が高まるという点もあり、必ずしも民主主義に反するものではないのではないか。
    - 被選挙権・立候補の自由は選挙権と表裏一体であり、被選挙権・立候補の自由だけを切り離して基本的人権だとはいえず、本筋は選挙権に係る議論だという考え方が妥当ではないか。被選挙権だけを取り上げて議論するのではなく、被選挙資

格の制限が選挙権の制約にどのようにつながっていくのかという観点から議論すべき。

- 公権力を行使する地位にある地方公共団体の長を「職業」ととらえて憲法第22条の「職業選択の自由」の射程とすることには疑念がある。
- 国の法律による多選制限と地方自治との関係については、その制限手法も含めて議論されるべき。

(文責:事務局)